

障害者福祉事業の取扱いについて（案）

障害者の福祉制度については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。

ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施である「補助犬育成費助成事業」については、新市においてもこれを実施する。

また、川島町の「障害者小規模授産所」についても、新市にて引き続き実施する。

# 調整方針

## 専門部会 福祉部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		協議細目		障害者福祉事業	
調整の方針							
調整の方針	障害者の福祉制度については、原則として、各務原市の現行制度に統一するものとする。ただし、川島町が実施し、各務原市が未実施である「補助犬育成費助成事業」については、新市においてもこれを実施する。また、川島町の「障害者小規模授産所」についても、新市にて引き続き実施する。						
項目	区分	各務原市	川島町	調整方針			
1. 福祉タクシードライバ養成事業、福祉給油助成事業	対象者	①、②、③のいずれかの要件に該当するもの ①身体障害者手帳1級所持者 ②療育手帳A、A1所持者 ③肢体不自由を主とする合算2級の身体障害者手帳所持者	①、②のどちらかの要件に該当するもの ①身体障害者手帳1、2級所持者 ②療育手帳A、A1、A2所持者	各務原市、川島町とも事業の目的は類似しているが、対象範囲・給付額等に差異がある「福祉タクシードライバ養成事業」「福祉給油助成事業」「障害児福祉手当」については、各務原市の制度を採用する。			
	内容	<外出困難者の外出支援> ①、②のどちらかを選択 ①タクシードライバ：560円券＋お迎え100円券を36枚 (23,760円/人) ②給油券：15%を12枚 (18,144円/人)	<外出及び社会参加支援> タクシードライバ：630円券を24枚 (年 15,120円/人)				
2. 障害児福祉手当	対象者(受給者)	国の障害児福祉手当支給資格がなく ①、②のどちらかの要件に該当する障害児 ①身体障害者手帳1～3級所持者 ②療育手帳A～B1所持者	①、②のどちらかの要件に該当する障害児の保護者 ①身体障害者手帳1～3級所持者 ②療育手帳A～B1所持者	川島町のみで実施している「補助犬飼育費助成事業」については、新市においても事業を継承する。			
	支給額	月額 5,000円 なし	月額 3,000円 身体障害者手帳1級所持者で補助犬とともに暮らすもの				
3. 補助犬飼育費助成事業	対象者	なし	1頭に付き 月額 2,000円	新市が事業主体として事業を継承する。ただし運営委託を町社会福祉協議会から、各務原市社会福祉事業団に変更する。			
	助成額	なし	1頭に付き 月額 2,000円				
4. 障害者小規模授産所	授産所数	4ヶ所	1ヶ所	委託 ・ 民間：3ヶ所 ・ 社会福祉事業団：1ヶ所			
	運営形態	委託 ・ 民間：3ヶ所 ・ 社会福祉事業団：1ヶ所	委託 ・ 社会福祉協議会：1ヶ所				

# 調整方針

## 専門部会 福祉部会 協議細目 障害者福祉事業

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	調整方針
5. その他	区分 その他各務原市で実施している事業	各務原市 ・在宅障害者社会参加促進支援事業 ・身体障害者デイサービス事業 ・在宅障害者入浴サービス事業 ・手話奉仕員派遣事業 ・聴覚・言語障害者フアクシミリ通信事業 ・進行性筋萎縮症者療養等給付事業 ・知的障害者生活ホーム事業 ・ふれあいホーム等運営補助事業 ・外国人心身障害者福祉金事業 ・精神障害者小規模作業所等交通費助成事業	なし  各務原市のみで実施している「在宅障害者社会参加促進支援事業」等、11事業については、新市の住民を対象に継続して実施する。

※ 支援費制度など、両市町が同一基準にて実施している事業は、調整を必要としないため省略し、新市においても同様に実施する。

## 高齢者福祉事業の取扱いについて（案）

高齢者福祉事業については、原則として、各務原市に統一するものとする。なお、川島町で実施している「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。

# 調整方針

## 専門部会 福祉部会

協議項目		協議細目		高年齢者福祉事業		
各種事務事業の取扱い		各種事務事業		各種事務事業		
調整の方針		調整の方針		調整の方針		
項目	区分	各務原市	川島町	調整方針		
1. 百歳祝い金	対象要件 (年度中)	100歳到達	100歳到達 (10年以上在住)			
	年毎の予測対象者	4～5人	1人			
	祝い金額等	10万円、顕彰状、花束	100万円、祝い状、記念品			
	予算	500千円	補正予算対応			
	根拠	各務原市敬老祝い金支給条例	川島町百歳長寿者褒賞条例			
	基金の有無	無	有 (青井信尚福祉事業基金)			
	支給の方法	市長からの手渡し	町長からの手渡し			
	支給時期	誕生日当日	誕生日当日			
	対象要件 (年度中)	77歳・88歳・99歳到達 (節目支給)	75歳以上の方すべて			
	対象年齢の区分	77歳	88歳	75～76歳	77～79歳	80～87歳
年毎の予測対象者	899人	323人	140人	180人	320人	130人
祝い金額等	1万円	1万5千円	5千円	7千円	1万円	1万2千円
予算	14,035千円					
根拠	各務原市敬老祝い金支給条例					
支給方法	民生委員により配布					
特記事項	平成10年度より「節目支給」に変更 (4千万円削減) ⇒在宅福祉サービスの拡充に財源転換					
3. 古希の賀と敬老会行事	行事内容	①…昼の部 ②…夜の部	①式典、アトラクションのみ ②アトラクションのみ	式典、アトラクション		
	時期	9月第1水曜日		敬老の日 (祝日)		
	対象者及び参加者	①年度内に70歳を迎えるもののみ ②60歳以上の方で整理券必要		住所を有する4月1日以前の生まれの75歳以上のもの		
	予算	6,510千円		275千円		
	主催者	各務原市主催 囲碁、将棋、演芸大会、俳句、作品展		川島町主催 なし		
	行事項目					
	開催時期・期間	2月 (1週間)				
	行事目的	老人趣味の会の発表の機会を作り、趣味と生きがいを高める				
	予算	1,300千円 (演芸大会：1,205千円)				
	4. 老人文化週間行事	対象要件 (年度中)	100歳到達	100歳到達 (10年以上在住)		
年毎の予測対象者		4～5人	1人			
祝い金額等		10万円、顕彰状、花束	100万円、祝い状、記念品			
予算		500千円	補正予算対応			
根拠		各務原市敬老祝い金支給条例	川島町百歳長寿者褒賞条例			
基金の有無		無	有 (青井信尚福祉事業基金)			
支給の方法		市長からの手渡し	町長からの手渡し			
支給時期		誕生日当日	誕生日当日			
対象要件 (年度中)		77歳・88歳・99歳到達 (節目支給)	75歳以上の方すべて			
対象年齢の区分		77歳	88歳	75～76歳	77～79歳	80～87歳
年毎の予測対象者	899人	323人	140人	180人	320人	130人
祝い金額等	1万円	1万5千円	5千円	7千円	1万円	1万2千円
予算	14,035千円					
根拠	各務原市敬老祝い金支給条例					
支給方法	民生委員により配布					
特記事項	平成10年度より「節目支給」に変更 (4千万円削減) ⇒在宅福祉サービスの拡充に財源転換					
行事内容	①…昼の部 ②…夜の部	①式典、アトラクションのみ ②アトラクションのみ	式典、アトラクション			
時期	9月第1水曜日		敬老の日 (祝日)			
対象者及び参加者	①年度内に70歳を迎えるもののみ ②60歳以上の方で整理券必要		住所を有する4月1日以前の生まれの75歳以上のもの			
予算	6,510千円		275千円			
主催者	各務原市主催 囲碁、将棋、演芸大会、俳句、作品展		川島町主催 なし			
行事項目						
開催時期・期間	2月 (1週間)					
行事目的	老人趣味の会の発表の機会を作り、趣味と生きがいを高める					
予算	1,300千円 (演芸大会：1,205千円)					
調整方針	敬老祝い金については、合併する日が属する翌年度より実施する。 (平成17年度より)					
調整方針	敬老祝い金については、合併する日が属する翌年度より実施する。 (平成17年度より)					
調整方針	古希の賀と敬老会行事については、合併する日が属する翌年度より実施する。 (平成17年度より)					
調整方針	新市の住民を対象に継続して実施する。					

# 調整方針

## 専門部会 福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い		協議細目	調整方針
	各務原市	川島町		
5. いきいきデイサービス事業	在宅の虚弱高齢者	介護保健制度の要介護認定で概ね60歳以上の「自立・要支援」と認定されたもの	生活指導、リハビリ、健康体操、送迎	「いきいきデイサービス事業」「展望浴場」については、新市においても引き続き実施する。サービス内容等については、別途、専門部会において調整する。
6. 展望浴場	生活指導、養護、保健チェック、入浴サービス、給食サービス、送迎	生活指導、リハビリ、健康体操、送迎	川島町生ががいセンター	
7. 在宅介護者支援金支給事業	実施場所	川島町生ががいセンター	年間登録費 1,000円	新市の住民を対象に継続して実施する。
	対象者	在宅の虚弱高齢者	週3回（火曜日、木曜日、土曜日） 延べ 1,264人（平成14年度実績）	
8. 給食（配食）サービス事業	サービス内容	生活指導、養護、保健チェック、入浴サービス、給食サービス、送迎	延べ 1,264人（平成14年度実績）	なし
	実施場所	生ががい対応型デイサービスセンター（福田園）	・町在住の60歳以上のもの…無料 ・町在住の20歳以上の身体障害のもの…無料 ・町在住の40歳以上60歳未満のもの…1回100円 川島町生ががいセンター5階	
9. 徘徊高齢者検知システム設置事業	利用料	1日800円	6,806人（平成14年度実績）	なし
	利用実績	週1回（月曜日～金曜日）を限度 1,991人		
10. 成年後見制度利用支援事業	対象者及び利用料	なし	・町在住の60歳以上のもの…無料 ・町在住の20歳以上の身体障害のもの…無料 ・町在住の40歳以上60歳未満のもの…1回100円 川島町生ががいセンター5階	新市の住民を対象に継続して実施する。
	対象者	* 類似施設として福田園内に浴場有り		
11. 外国人高齢者福祉支給事業	支給金額	市内在住、介護認定を受けたもの（介護度1以上）で、寝たきり度判定基準がB又はCランクまたは、痴呆度判定基準がランクⅢ以上の高齢者と同居して、在宅で介護している家族 年間6万円（年3回に分けて支給）		なし
	支給実績	307人		
12. その他	対象者	在宅のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び重度障害者等で食事の調達、調理が困難で支援が必要であると市長が認めた健康保持と安否確認を図るため自宅に配食し、直接手渡しする		なし
	サービス内容	健康保持と安否確認を図るため自宅に配食し、直接手渡しする		
※ 高額介護サービス事業など、両市町が同一基準にて実施している事業は、調整を必要としないため省略し、新市においても同様に実施する。	利用料	1食あたり300円		なし
	利用実績	21,393食（平成14年度実績）		
10. 成年後見制度利用支援事業	サービス内容	徘徊高齢者の早期発見のため、GPS機能の端末機を所持させ、万一の場合に備える		なし
	費用	設置費用を補助（利用料は利用者側で負担）		
11. 外国人高齢者福祉支給事業	事業内容	民法に規定する成年後見制度に基づき、高齢者・障害者等の財産や権利行使を保証する（裁判書申立費用・後見人報酬の市費負担）		なし
	対象者	老齢基礎年金等の受給者資格を得ることができなかった外国人高齢者や重度心身障害者（大正15年4月1日以前に出生し、本市に1年以上引き続き居住しているもの）		
12. その他	支給金額	年間 12万円		なし
	支給実績	14人（平成14年度実績）		
各務原市で実施 ・地域ケア推進事業 ・生活管理シヨートステイ事業 など				